

## 佐世保工業高等専門学校建設工事総合評価審査委員会要項

(平成19年10月15日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校が発注する建設工事(設計・コンサルティング業務を含む。以下「工事等」という。)に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校建設工事総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(調査・審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 総合評価落札方式(工事等に関し、価格のほか競争参加者の技術提案に基づき価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。)の実施方針に関すること。
- (2) 個別の工事等に係る技術提案の評価方法に関すること。
- (3) 個別の工事等に係る技術提案の審査・評価に関すること。
- (4) その他総合評価落札方式に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務部長
  - (2) 総務課長
  - (3) 総務課長補佐(財務担当)
  - (4) 施設整備委員会委員のうちから選ばれた教授又は准教授 1人
  - (5) 建設工事に関して学識のある外部委員 2人
- 2 前項各号に定める者のほか、委員長が必要と認めるときは、個別の工事ごとに校内又は校外の者を委員に加えることができる。
- 3 第1項第4号、第5号及び前項の委員は、校長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第5号委員のうち1人以上の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。